

放送を巡る諸課題に関する検討会（第25回）議事要旨

1. 日時

令和元年12月13日（金）13時00分～15時00分

2. 場所

総務省地下2階 講堂

3. 出席者

（1）構成員

多賀谷座長、伊東構成員、岩浪構成員、奥構成員、北構成員、清原構成員、近藤構成員、宍戸構成員、鈴木構成員、瀬尾構成員、三尾構成員、三膳構成員

（2）オブザーバ

（一社）衛星放送協会、（一社）日本ケーブルテレビ連盟、（一社）日本民間放送連盟、日本放送協会、日本テレビ放送網(株)、(株)テレビ朝日、(株)TBSテレビ、(株)テレビ東京、(株)フジテレビジョン

（3）総務省

高市総務大臣、寺田総務副大臣、鈴木事務次官、吉田情報流通行政局長、吉田大臣官房審議官、湯本情報流通行政局総務課長、豊嶋同局放送政策課長、塩崎同局放送技術課長、井幡同局地上放送課長、吉田同局衛星・地域放送課長、三島同局情報通信作品振興課長、堀内同局放送政策課企画官、内藤同局国際放送推進室長、香月同局放送政策課企画官

4. 議事要旨

（1）高市総務大臣挨拶

- ・ 開会に際し、高市総務大臣より次のとおり挨拶が行われた。

【高市総務大臣】

本年9月11日に、2年1カ月ぶりに総務省に戻ってまいりました。この検討会に出席させていただくのは約2年5カ月ぶりとなります。よろしくお願いを申し上げます。多賀谷座長をはじめとする構成員の皆様、またオブザーバの皆様におかれましては、ご多用の中ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本日は前半、NHKのインターネット活用業務実施基準に関する「総務省の基本的考え方」が報告事項になっているということでございます。詳細につきましては事務局から説明をさせていただきますが、私の考え方を簡単に述べさせていただきます。

業務、受信料、ガバナンスの三位一体改革につきましては、私の前回の在任中におきましても総務省からNHKに対して繰り返し指摘をさせていただいております。インターネット活用業務を含むNHKの業務全体が肥大化しないことが必要だと考えています。この点NHKの中期経営計画を見ますと、令和2年度には既に215億円の赤字が見込まれておりまして、インターネット活用業務の拡大によって事業収支のバランスが悪化することが懸念されます。

総務省としましては、常時同時配信などのインターネット活用業務が受信料を財源として実施さ

れるものであるということ、それから今年5月に放送法改正案に対して総務委員会で全会一致で決議された附帯決議におきまして、「協会は適切な規模、水準のもと、節度を持って適切に実施すること」や、「政府は国民・視聴者や利害関係者からの意見、苦情等について適切に対応すること」とされていたこと、更に放送法第20条第10項第4号におきまして、インターネット活用業務について過大な費用を要するものでないことが認可要件とされていること、以上を踏まえまして、今回のインターネット活用業務実施基準の変更案につきましては、認可の適否を判断する前に「総務省の基本的考え方」を公表させていただくことといたしました。

その上で、附帯決議にもございましたように国民の皆様からも広くご意見を募集し、NHKにも基本的な考え方を踏まえた検討を要請し、その回答を求めた上で判断するという手順にいたしました。後ほど12月8日に提出のあったNHKからの回答につきましてもご説明があると聞いておりますので、構成員の先生方におかれましては、常時同時配信の実施内容などについてご質問を頂きますようお願いを申し上げます。

また本日はその後、放送政策についてあらゆる論点をさまざまな角度から総合的に検討していただき、今後総務省として更なる放送政策の発展につなげていきたいと考えております。構成員、オブザーバの皆様におかれましては、よりよい放送政策に向けて忌憚なきご意見、活発なご議論を賜れたらうれしく存じます。誠にありがとうございます。

(2) 報告事項（NHKのインターネット活用業務実施基準の変更案に関する総務省の基本的考え方）

- ・ 事務局（豊嶋放送政策課長）から、「資料25-1 「総務省の基本的考え方」について」に沿って説明が行われた。
- ・ 日本放送協会から、「資料25-2-1 総務省の基本的考え方」に関する検討結果について」及び「資料25-2-2 4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方について」に沿って説明が行われた。

(3) 放送政策の総点検

- ・ 事務局（豊嶋放送政策課長）から、「資料25-3 放送政策の総点検」に沿って説明が行われた。

(4) 意見交換

- ・ 各構成員等から以下のとおり発言があった。

【宍戸構成員】

私から3点意見を申し上げます。

第1点目はNHKの肥大化が懸念されると、この種の議論の場合は常に言われるが、本来的にはNHKがどういう役割を今後果たしていくかという観点から、過大なことがあれば肥大化であり、そうでなければ、スリムだという話です。NHKの適正な規模がどこにあるかというところから議論し、その観点から批判をしたり、正当化をしたりするものと考えております。また常時同時配信について、この間、受信料の収入の2.5%という議論がありました。2.5%が絶対のものではなく、常時同時配信を考えたときに精査して見積もっていった結果、それを超える場合、下回る場合があると思います。重要なことは、きちんとした見積もりを示していただくことであり、その前提として公共放送のあるべき姿や哲学、そしてそれに必要な機能と負担をお示しいただくことだと

思います。それがまだ十分積極的、具体的に示されてこなかったことから、こういう基本的な考え方を総務省がお示しになったものと理解しております。

2点目はNHKのあるべき姿に関連して、今回の法改正において放送法第20条第14項が示しているのは、NHKが同時配信をするのはNHKだけの話ではない、放送全体のメディア価値の向上につなげていくために協力することにより、放送全体のいわばデジタルトランスフォーメーションに貢献することだと理解しております。昨今、フェイクニュースの問題など、今後のSociety 5.0の中での健全な世論形成や情報流通の在り方はどう在るべきか、その中で放送がどういう役割を果たすのか、NHKも民間放送もどのような役割を担われるのかという論点とNHKの業務範囲の問題は裏腹だと考えております。そうした尺度なしに、肥大化や適正な規模と議論することは、NHKだけでなく放送全体のために望ましくないと考えております。国民の知る権利への奉仕という放送の任務から出発して、NHKがどう在るべきかという議論をしないと、放送制度全体が情報通信の中で取り残されていくことを危惧しております。

NHKから先ほど、衛星放送2波を1波削減して4K・8Kと合わせて3波という話でしたが、これは現在普及している2K放送のうちの1つを減らし、代わりにまだ普及していない4K・8Kを残していくこととなるので、当然、付加受信料制度にもはね返ってくる問題です。また同時に、衛星放送の番組について同時配信をすることも本来は公共放送の機能としてあり得ると思います。そういったことについての検討をどのようにどのタイミングで行うのか、ロードマップを示していただく必要が今後出てくるだろうと思っております。

最後3点目はNHKのガバナンスに関連してです。これも総務省の基本的考え方にありますけれども、受信料と業務範囲とガバナンスはNHKにおいて三位一体のものであることは、この場でも繰り返し強調されてきたと思います。そして今回の法改正は、私の理解するところでは、同時配信を可能とするだけでなく、ガバナンスの改革を先行して行うという2つが大きな柱であったわけです。ガバナンスは単に法令遵守だけでなく、社会や情報通信の状況の変化に合わせて継続的に、また積極的に業務あるいは受信料の在り方を見直すという企業体であってほしいということでガバナンス改革をしていると思います。その点も十分なのか、総務省の基本的考え方の提示で問われているものと考えております。

NHKを巡る様々な報道があり、私もこの間NHKの番組を拝見し、いろいろ考えますが、放送の自主自律を支えるガバナンスこそが国民の生命や財産を守る番組の公共性、あるいは国民の知る権利に不可欠なものであることが示されてきた、と研究者として思っております。言論報道機関であるNHKのガバナンス改革は、番組編集の自律を守るためのものですので、NHKにおいて今後ガバナンス改革について議論され、それを見守る我々、総務省もこの点について特に留意すべきと考えております。

【日本放送協会（荒木専務理事）】

我々としては、常時同時配信と見逃し番組配信等の基本的業務は2.5%の枠内とし、その他公益性の観点から実施が促進されるべきものについては、4つの別枠ということで申請をいたしました。それに対し、総務省から2.5%の枠の中でやるようご意見を頂いたということで、央戸先生のご指摘のように、我々が行う適正な業務について、我々が受信料で支えられた公共放送として何をやるべきなのか、それから規模は適正なのか、それから、この市場競争を阻害するものではないかといった観点からきちんと検討し説明をする必要があると思っております。我々としては2.5%の枠の中で実施をするということで、検討して修正を行うことにしております。今後、総務省の考え方にもありますように費用と効果をきちんと検証した上で、我々の希望としては段階的にこれを拡充できるような、必要な実施基準の改正を求めていきたいと考えております。

それから、衛星放送の波についてご質問がありました。我々NHKの業務として何が必要かということで、もちろん4K・8Kは放送事業の高度化という観点から非常に重要なものとして、我々が先導的な役割を果たしていくことにしております。衛星付加受信料につきましては、公平負担の観点から、衛星放送受信設備を設置された受信者が衛星放送の受信に当たって直接必要となる経費をご負担いただくということを基本に設定しており、この考え方に基づいて受信料の在り方を今後適切に考えていきたいと思っております。

3番目のガバナンスにつきましては、これは我々非常に重要な問題として取り組んでおりまして、NHKが公共放送としての役割を果たすためにNHK本体とNHKグループ全体がきちんとしたガバナンスのもとで、適正な規模で適正な事業を行っていくことが何より重要だと思っております。そういう意味で三位一体の改革の中で、特に我々も重視していかなければいけない課題だと思っております。公共放送の役割が効率的、効果的に果たせるよう、今後更に検討して進めていきたいと思っております。

【鈴木構成員】

資料25-1の4ページにあるNHK案の2.5%の超過分について、2.5%に入らないとってしまった甘さといいますか、これまでこの検討会も含めてNHKの業務は規模も含めてどうあるべきか、受信料の役割は何か、ガバナンス、そういったことを種々意見交換した中で法改正がされ、NHKの案に対してこういった指摘を受けてしまうような、国民のNHKに対する期待や懸念がわかっていないとも見えるような結果になったのは非常に残念。ぜひその辺のセンスを磨いていかないと、公共放送としての役割をインターネットの世界でしっかり発揮していくことが本当にできる組織なのかということに疑念を持たせてしまうと思いますので、しっかりこれから考えていただければと思います。

その中で資料25-2-1の5ページの下③の自動字幕等はユニバーサルサービスとして非常に重要なものだという点について私も同感。2020年度はオリンピック・パラリンピックに係る費用で吸収するとありますが、その後については地上放送・衛星放送等と一体でどういうふうに視覚障害者・聴覚障害者の方と向き合い、あるいは多言語と向き合っていくのかということを経営的に考えていく必要があると思います。その中で2.5%の範囲で行うのか判断をさせていただければと思います。NHK技研はこの分野ですばらしい技術をお持ちですから、ぜひこの字幕の部分についてはさらなる検討を進めていってください。

【日本放送協会（荒木専務理事）】

最初のご指摘はまさに我々が重く受けとめなければいけないと思います。NHKが受信料で成り立つ公共放送として何をやるべきか、適正な規模はどのくらいか、そうしたことを常に考えていく必要があると思っております。NHKの業務としてやるべきことは何か、適正な規模は何だということを経営的に考えて、去年の4月に業務改革推進会議を設けまして、その中で既存業務の大幅な見直しをやっていくということで、今、検討を進め、実行しております。今後もそうした観点から進めていきたいと思っております。

また、ユニバーサルの字幕につきましては、我々もこれからの公共放送の役割として非常に重要なものと考えております。2020年度はCGによる手話とか、そうした今開発中のものがあります。そうしたもので例えばオリンピックの説明をすとか、そういうことを考えておりまして、そうしたところで2020年度はやっていきたいと思っております。その後につきましては、またどういう項目でやっていくかについてご指摘も踏まえて十分取り組んでいきたいと思っております。

【近藤構成員】

高齢者・障害者に関するところで、資料25-2-2にロードマップがあって、IPTV等による4K実用放送が始まるのは2015年とありますが、いわゆるスマートフォンとかタブレットでも見られるようになるという理解でよろしいでしょうか。そうすると、非常に高齢者・障害者へのさまざまな補完サービスもしやすくなってうれしいと思いますがいかがでしょうか。

【豊嶋放送政策課長】

このロードマップですが、2015年でケーブルテレビ、IPTV、4K実用放送となっており、このロードマップのとおり、ケーブルテレビ、IPを使った配信サービスの中で、既に予定どおりスタートしております。

【清原構成員】

冒頭、高市総務大臣がおっしゃいましたように、NHKの在り方については、業務、受信料、ガバナンスを三位一体で改革していくことが必要とされています。そして、この放送法改正の際の附帯決議に「NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されるよう、公正競争確保の観点から、適正な規模のもと節度をもって事業をする」とあることは大変重い国会の意思だと私たちは受けとめなければいけないとも思います。そうした中で、今回、「NHKのインターネット活用業務実施基準の変更案に関する総務省の基本的な考え方」の中で、目安としては「2.5%」ということが示され、NHKにおかれてはそのことを受けとめた取り組みを検討されるとともに、衛星放送の在り方についてはそうした中、一定の判断をされて縮小の方向性を今日もお示しになったと思います。

そこで、私は民間放送の方にお答えいただきたいんですが、放送を巡る厳しい状況の中で、NHKと民間の放送事業者との連携、そして情報共有もお願いしてきましたし、そういう歩みが今後の放送のメディアとしての機能を充実していく上で重要だと思えます。民放においても、4K・8Kに、衛星放送をシフトさせていく予定なのかどうかということをお願いしたいと思います。あわせて一定の時間制限の中で2020年度はNHKの同時再送信がスタートされるという方向性が示され、またこれからパブリックコメントも受けていかれると思うんですが、私は視聴者の声を最大限反映した取組にしなければいけないと思っています。民放におかれては、総務省の基本的考え方及びNHKの考え方について、どのように受けとめられているかについてご発言いただくと、私たちも視聴者の立場として、あるいは地域のユニバーサルサービスを願う立場として、考え方をまとめていけるのかと思っています。

【日本民間放送連盟（永原専務理事）】

民放連としましては、総務省の基本的考え方のパブリックコメントに対して意見を提出しておりますが、今回に限らずこれまでも一貫して三位一体改革に賛同するという意見を述べてきております。

昨年10月にはNHKに対しても、こういうことに気を配ってやっていただきたいという8項目をまとめて要望を提出しておりますが、内容としては、業務のスリム化や受信料水準の見直しなど、この三位一体改革についてぜひ意識して取り組んでいただきたいという趣旨であります。

今回、NHKも、改革の方向性ということでは業務のスリム化も受信料についても取り組まれるということですので、基本的に構成員の先生とも方向性は同じだろうと受けとめております。先ほど宍戸先生からロードマップとのご発言がありましたが、具体的な進め方については、国民から徴収する受信料によって支えられている特殊法人でございますから、当然、本検討会でもそれを具体

化させていくことになるだろうとっております。

また、民放の取組について申し上げますと、在京キー局5社を中心としたTVerの取組はこの1年進んできているのではないかと思います。地方局のコンテンツも積極的に流せるようにするなど、さまざまな取組を進めておりますし、更にそれを拡大していく動きになると聞いております。NHKもTVerにコンテンツを出していただくようになりまし、地上民放テレビ15社も株主になっているJOCDNにNHKも資本参加されると聞いておりますので、こうした民放との連携もさらに拡大進化していただけると大変ありがたいとっております。

【奥構成員】

私からメディアビジネス視点、ユーザー利便性という視点で2点申し上げたいと思います。特にNHKと二元体制である民放の広告ビジネスということを含みます。

一点目は今回NHKが出された縮小案についてです。これはもちろん三位一体への対応であります。新しい同時配信という非常に大がかりなサービスを始める際に、2.5%という数字がどのように決まったのかわかりませんが、その枠内にはめようということにかなり無理があるのではないかと、つまり新しいサービスをやるということはそのなりの規模感がローンチ時には必要であろうと考えます。

過去4年間、NHKが進めたいということから始まったこの諸課題検討会、そして構成員の皆さんとの議論の中で、私も何回か発言の機会を頂きました。調査をベースに、①同時配信のニーズはあること、②同時配信をやることによって今までの放送サービスの視聴時間が減るようなことはないこともデータでお示しました。今日はそれに加えて話をしたいと思います。今回NHKから説明された縮小案では、365日24時間7曜日、総合テレビとEテレを常時同時配信することになっていません。つまり時間帯によって若干サービスを制限することになっています。時間を削るとなると早朝深夜を削ることになるのだろうと推測します。特に深夜帯を削ることを非常に懸念します。慎重になっていただきたい。

データをお示しながら話します。地デジ化に伴って過去のテレビ普及台数を振り返ってみると、わかりやすい例として総世帯ベースで、2005年段階で1世帯あたり2.24台テレビがありました。現在の2019年では1.89台です。およそ0.35台、1世帯当たりで減っております。地デジ化に伴い、メインのテレビは買い替えられたのですが、サブテレビの設置台数が各家庭で減っています。このサブテレビが若者にとって非常に大きな存在だったのです。リビングルームのテレビでお茶の間志向でテレビを見る、お父さんお母さんと子供たちで見るというのはもちろん今もあります。実は一家団欒ののち個室に入った子供部屋や書斎での視聴はサブテレビによって支えられていたのです。そのサブテレビ台数が減っているということです。視聴率データで当時と現在を比べると、キッズ(4歳~12歳)、ティーン(13歳~19歳)、M1(男性20歳~34歳)、M2(男性30歳~49歳)を中心に、サブテレビでの視聴がほとんどなくなっています。

このことはおそらく民放事業者の方も意識はされていなかったと思います。地デジ化の際に「サブテレビによる視聴が減るのが非常に心配だ」と私は申し上げおりました。今こうやって改めて振り返ってみると、かなりポディーブローのように効いている。サブテレビがないことで見られなくなったボリュームが、ここ10年で普及してきたスマホやタブレットによる動画配信サービスなどに充てられています。特に深夜帯においてネット常時同時配信サービスをやることは、ここを復活させるポテンシャルを持っていると考えています。ぜひ進めていくべきですし、NHKには率先して進めていただきたい。

NHKがこの4年間進めたいということやってきて、制度設計が行われた訳です。せっかく始まるローンチのときに、制度設計の中での2.5%に縛られずに、同時配信アプリをフルスペック

で可能な限り実装した状態で始めるべきです。諸外国から遅れた日本の放送事業者による配信サービスを諸外国に追いつかせるためには、費用はある程度要すると思います。これが民業圧迫やNHKの肥大化という言葉で括れるのかということは、私は非常に心配をするところであります。

聞くところによればBBCは、2034年に放送から脱却してオールIPとするシナリオを描いているという話があります。2007年からiPlayerを普及させ、オールIPというシナリオを描いている国がある中で、日本では、本来業務でなく補完業務としてやるというレベルの段階で、まだ精一杯のことができないように制度設計で縛るのは、私は間違いではないかと申し上げたいと思います。

2点目はBSについてです。NHKさんの案では、BS1、BSプレミアム、4K、8Kの4波を2K、4K、8Kの3波にするということであります。もちろん肥大化という批判を受けてのことですが、減波に関してはかなり慎重にやるべきだと考えます。

NHKの地上波の1チャンネル総合テレビ、3チャンネルEテレの全放送局に対するシェアと、BSプラットフォームにおけるNHKBS2Kのシェアは全く違います。BSプラットフォームの中のBS1、2の視聴シェアは日中4割、ゴールデンタイムで3割になります。2波で3～4割の視聴シェアでNHKの番組が見られているのが現状であります。

それが1波になった場合、その分他の放送局の番組を視聴することとなるという考えはするべきではなく、NHKが2波あるからこそBSに集客力があり、1つなくすということは民放としても避けた方が良くはないか。周波数の有効利用という意味で、もちろん4Kの推進などさまざまなことはあるため、今後新しい事業者がやりたいといったことがあればその都度考える必要はありますが、切迫な周波数帯域の利用状況がないのであれば、しっかりNHKには2KのBSを育てていただき、その上で4K・8Kも進めていただくことも含めてお願いしたい。

以上2点、民業圧迫とNHK肥大化という言葉が報道されておりますが、尖戸先生からあったとおり、放送産業をリードしているのはNHKであり、そこが満を持して今回同時配信をやるということで進めている中で、制度設計だけの議論でその芽を摘むのはもったいないのではないかとというのが私の意見です。

【日本放送協会（荒木専務理事）】

まず第1点目の時間制限の件でありますけれども、深夜早朝帯の配信をやめるということで検討しております。深夜帯・早朝帯の体制を大幅に縮減するという事で費用が削減できると考えております。

ご指摘のように、我々が常時同時配信、見逃し番組配信をやりたいと希望した背景には、若い人たちがテレビを見なくなってテレビ離れが進んでいるということもあり、何とかスマホの中でNHKが見てもらえるようにということを実現したいということです。深夜早朝帯をやめることで、そうした我々がもくろんだことがかなえられない可能性はあるかもしれませんが、予算面から検討しているということです。頂いたご意見につきましては、今後我々がこれを進めていく中で、まさに費用と効果を検証しながら考えていきたいと思っております。

一つ付言しますと、見逃し番組配信については24時間見られるようにいたします。何とか若い人たちに自室で見逃し番組配信を見ていただきたいと思っております。

もう一つご指摘を頂きましたBSについては、あくまで4K視聴世帯がきちんと普及していったら、現在2Kで見ている方々にご迷惑をかけないような状況はどのようにできるのかというのを踏まえながら検証していきたいということで、来年度の2020東京オリンピック・パラリンピックで、4K、8Kへの需要が高まることも予想されておりますので、そうしたものを見ながら検証し、検討案をつくっていききたいと思っております。

【吉田情報流通行政局長】

奥構成員からデータに基づいた非常に重要なご指摘がありました、データに基づき積み上げる議論も必要かと思えます。

日本の放送は通信との関わりにおいて遅れている部分があるため、進めていかなければならないということは長く議論頂いており、そのとおりだと思います。ただ、NHKに関しては、受信料という特別な財源において支えられており、その点について常に表裏一体的に議論する必要があると思っています。現在テレビジョン放送の受信設備に着目して受信料を頂いているわけですがけれども、ネットに参入するときには一体NHKがどこまでやるのか、それについて皆さんにどこまでご納得いただくのか。先ほどBBCの例も示していただきまして、確かに諸外国も公共放送いろいろなやり方がございますけれども、それぞれの社会的背景や歴史的背景によって似たところも違ったところもございます。日本は日本の制度的な背景のもとで、常にNHKのいろいろな議論をするときには、それが受信料としてやっていくのは適切かどうかという視点は、他とのバランスをとって議論をしていく必要はあろうかと思っております。私どもの基本的考え方もそういう視点でもって作成しているところでございます。

【北構成員】

データを以てしっかり考えなければいけないという意味では、2.5%という数字ありきで今議論が進んでいるわけですがその根拠をこれまで聞いた記憶がありません。何の目安もなく議論はできないため、これまで2.5%という数字を前提に議論してきました。その結果、NHKからその枠を飛び出しますという試算結果が出てきました。受信料から支払われる常時同時配信関連費用175億円は非常に大きい金額でございまして、そもそもこれが2年目、3年目とどう変わっていくのか、初期費用とランニングコストはどのようになっているのか。どういう根拠を以てこの175億円になるのかというデータを公表していただかないと議論が進まないと思えます。ネット常時同時配信は間違いなく進めていかなければいけないが、一刻も早くこの議論に決着をつけて前に進めるためには、データの開示と、それに基づく建設的な議論を急いで進めていく必要があると思えます。

【日本放送協会（荒木専務理事）】

費用の算定根拠につきましては、NHKが実施基準の変更案を出した際に添付資料としてつけておきまして、例えば令和2年度に大体170億円の経費を基本的業務として見積もっているわけですがけれども、これは新しく始める常時同時配信業務が68億円、これの内訳はコンテンツ制作関連費が16億円、配信関連費が26億円、認証関連費が16億円などとなっております。上記以外、つまりこれまでやってきた既存の業務については102億円、これはコンテンツ制作関連費が52億円、配信関連費が14億円、その他が36億円となっております、これは前回、令和2年度から令和5年度までの4カ年を想定した実施基準だったわけですがけれども、年度ごとにこの内訳は示し、公表しております。

【多賀谷座長】

ここで高市大臣は公務のためご退席ですがけれども、その前にご発言があります。

【高市総務大臣】

ありがとうございます。この後海外から来訪される閣僚の対応がございましたので、ここで失礼を

いたしますが、まずNHKにおかれましては、「総務省の基本的考え方」を11月8日に公表させていただいて以来、1カ月の間、大変な作業をしていただいたと思います。検討の作業のご尽力に対して感謝を申し上げ、敬意を表します。

そもそも先般の放送法の改正は、この常時同時配信は義務ではなく、可能にはなったという任意業務でありますし、放送の補完として位置付けられております。衆参の総務委員会全会一致であれだけの附帯決議がされたということですので、これは国民の代表である立法府のご意見にも配慮しながら、私どもも検討を進めてまいりました。ご理解を賜りたく存じます。

宋戸先生から冒頭におっしゃっていただき、複数の先生方からもご指摘がありました受信料収入の2.5%という費用上限については、そもそもNHKが提示した数字でございますけれども、毎年この受信料収入の総額は変わるものです。ですから2.5%が絶対ではなくて、本来は必要額を細かく積み上げて、金額ベースで議論すべきものであったと思います。ただNHKから出てきた案は、2.5%プラスということでしたので、私どももそれに沿って議論をいたしました。

また、奥先生からも意見を頂戴しまして、これからの世の中の変革、国際的な動向を見ますと、NHKだけではなく、民放においても同時配信というニーズは出てくるかと思いますが、これはまた来年あたりにこの検討会で、もし可能でしたら、しっかりと議論をお願いしたいと思っております。また、スマホだけ持っている人、またパソコンだけ持っている人からも受信料をとるのかどうかといった今は根拠がございませんので、そういう意味では、放送とネットの融合時代に受信料の在り方をどう考えていくか、かなり深い議論が必要な話になってくると思っております。現在、見逃し配信もありますので、深夜時間帯の放送番組についてもニーズはある程度満たせるように思います。

NHKから提出されたペーパーの2ページ目です。子会社についても見直しを頂けるということでございますけれども、さまざまな声を頂いております。例えば通販などで民業圧迫をしているものがあるのではないかとか、私も子会社の一覧表を拝見しましたが、社員が50人で役員が10人といった体制の会社が本当にそのままいいのかどうか、外注できることはないのか、そういった不断の見直しを今後も進めていただくよう、よろしく願いいたします。

それからNHKから頂いたペーパーの4でございますが、冒頭、上から3行目に「必要に応じて実施基準案を修正する」と書いておられますが、率直に申し上げて「必要に応じて」というのではなく、私は必要だと考えておりますので、しっかりとしたものを再度お出しいただければと思います。

また、常時同時配信の②オリンピック・パラリンピックに関する箇所の下から2行目でございますが、「オリンピック・パラリンピック競技とその関連番組に限定して」と書いておりますので、この地上波で放送するパラリンピック競技とその関連番組って一体どういうものだろうかということも私どもは知りたいところでございますし、多くの方がここでかなり費用が膨らんでしまうのではないかと心配されているところでもあります。「関連」といえば、例えばドラマ仕立てのものでも「関連」になってしまうのかもしれないし、このあたりが今回拝読してよくわからなかったところでございます。

それから、新規、これからやっていく常時同時配信も一歩ずつ進めていかれるに当たって、総合・教育全てを朝から晩まで配信することのメリット、デメリットや、既に実施なさっているラジオ第1、第2、FMのインターネット配信に対するニーズがどれぐらいあるのか、そういった情報も教えていただきたいと思っております。

更に、ユニバーサルサービスについては本当に大事なことだと思っております。障害をお持ちの方や外国から来られた方が楽しんでいただけるような、こういった部分についても私たちは前向きに積極的に取り組んでいきたいと思っております。

6ページの、見逃し配信について、現在、民間放送事業者においても云々という話がありますが、

民放の方々は自助努力でスポンサーを集められ、相当苦勞をしていろいろな取組をしていただいております。あくまでもNHKは受信料に支えられている組織でございますので、民放がやっているからということではなくて、受信料財源を大切に考えながら、真に国民の皆さんに必要なサービスを展開していただくことでご検討いただきたいと思っております。

私からは以上でございます。構成員の先生方からはさまざまなご意見を賜り、大変参考になりました。しっかりと取り組んでまいります。ありがとうございました。

【三尾構成員】

今回法の枠組みとしてインターネット配信ができるようになったということで、NHKに期待しております。今現在日本が直面しています若者の放送離れに対して非常に危惧を持っております。それを解決する1つのトリガーとしてNHKに頑張っていたいただきたいという強い期待を持っています。三位一体改革を求められていて、NHKとしては非常にいろいろ規制が苦しい立場だと思っております。それについて身を切る改革をこれからしていただければと思うんですが、一方で、もう少し前向きに放送界を引っ張る、日本を変えるトリガーになっていただきたいと強く思います。そのためには、今ある放送で流している番組をインターネットで配信するだけでなく、新たに何かを変える新しい企画や番組制作をぜひ考えていただきたいと思っております。これからNHKを中心として日本の放送界の改善に邁進していただきたいと期待しております。

【日本放送協会（荒木専務理事）】

公共放送から公共メディアに進化するということを経営計画の中でうたっております。それはNHKが公共放送から、あくまでも放送を太い幹、基幹としながら、インターネットも駆使して多くの人たちにNHKのコンテンツを届けていきたいということです。今、インターネット業務をやっておりますけれども、インターネット業務をやる中で放送そのものがまた変わってくる。両方やることによって放送そのものにもいろいろ影響を与える。どういうことを例えば若い人たちが求めているのか、どういうコンテンツを求めているのかということは、インターネットを実際に我々がやることによってそういう知見が得られるという部分が随分あるのではないかと考えております。そうした意味で多くの人たちに使っていただける、役に立つ公共メディアを目指していきたいと思っております。

【瀬尾構成員】

NHKに限らず民放も含めて放送の常時同時配信という問題は、ユーザー視点から見ても不可避であろうと思っております。特に海外の事例とか、あるいは実際の視聴者の習慣が変わって、海外の動画プラットフォームがかなり存在感を占めている状況を考えれば、むしろスピードを加速させなければいけない状況だと思っております。公平な競争と考えた場合に放送という中だけで考えなくて、海外、もしくは他の業界、インターネットメディアを含めた中での競争を本来は考えていくべきだと思っております。

その中であえて肥大化とか民業圧迫という指摘を送られるとするならば、またNHKがインターネット時代の公共放送という役割を果たし切れていないというか、あるいは示せていないからではないかと思っております。例えばインターネット、民放のTVerでNHKの一部配信も始まっていますが、逆に民放も含めて他のメディアが同時配信等に参入するための例えば設備やテクノロジーの開放とか、コンテンツの開放といったネット時代ならではの公共放送の在り方をもっと積極的に提案して果たしていただきたいと思っております。そのことによって、新しいNHKの公共メディアの姿を示せるのではないかと期待します。

もう一つガバナンスの問題です。このガバナンスに関しても議論されるときに、ある種の統治とか監視の部分だけが強調されますけれども、最近もこれは例えば報道の世界の中でかんぽ生命の報道の意思決定をめぐる不透明さという指摘がありました。要するにガバナンスの強化は、必ずしも一方通行の流れではなくて、意思決定も含めて、報道の独立性を踏まえて報道機関としての独立性を踏まえた上での透明化されたガバナンスはどうあるべきかということを出していただきたいと期待しております。

【日本放送協会（荒木専務理事）】

ありがとうございます。インターネットにおけるNHKの存在をどういうふうと考えていくかということについて、公共メディアとして公共放送で実現しようとした、我々の6つの公共的価値を掲げておりますけれども、そうした公共放送として目指す公共的価値について、さらにインターネットも使って公共メディアとしてそれを実現していきたいと考えております。インターネットにおける公共性の在り方もこれからの大きな1つの課題になるかと思えますし、さまざまフェイクニュースとか言われるような中で、本当に信頼に足る情報とは何かということを追求していく中で、公共メディアの役割をきちんと果たしていきたいと思っております。

ガバナンスについては非常に貴重な意見を頂いたと思っております。お金の流れ、監視、監督というようなところにガバナンスは目につきやすいと思っておりますけれども、意思決定の透明性、説明性というものを高めていくことも非常に重要でありますし、NHKに対して求められているところもそういうところも多くあると思っておりますので、そうした観点からガバナンス強化に取り組んでいきたいと思っております。

2.5%の件についてご質問が出ておりましたのでご説明しますと、平成27年に今の実施基準を決めました。これは今変更を求めている現行の実施基準ですけれども、それを決めるときに平成26年に今後3年間ぐらいを見通した中で、どのくらいのお金をかける必要があるかということで、最高に見積もって170億ぐらいではないかということで3年間を見積もりました。意見募集等においていろいろなご意見を頂く中で、2.5%という上限を決めて、インターネット実施基準にしたという経緯であります。

【三膳構成員】

放送という市場を放送局が独占していた時代の話だと思っていて、今多分マーケットとしては放送という市場を放送局が独占しているというよりは市場を占めているパーセンテージが下がってきている段階だと思っています。放送という市場自身は多分さまざまな産業が参入している以上、市場は拡大しているんですけども、その中のシェアが、放送局が占める割合が下がっている、あるいは、そもそも放送局が占める市場が下がっているという状況の中で、放送局政策という考え方に陥っているような気がしています。我々がここで定義している放送は、本当は放送局だけがやっているものではないのではないかと思います。実際にマーケットとして動いているのは、放送マーケットの動きは、もう既にほかの市場のコンペティターなり、さまざまな参入者によって放送市場が変わりつつある。その放送市場が変わりつつあるのに対して、例えば放送局が打てる手は、1つは常時同時配信とか、ネットワークとの協業という方法があることだと認識をしています。どちらかという新しいその放送市場の在り方において、放送局側は連携してそのネットワークをうまく使う形で協議をしていくことが望ましいような感じがしています。なので、多分ガバナンスの話、例えば民業圧迫の話、それはそのとおりだと思います。放送業界一体として、あらゆる方向から入ってくる放送市場参入者に対してどう展開するのかということを検討していくビジョンが必要ではないかと認識をしています。できればその放送全体というイメージの放送局から離れた放送

の登場を考えていくのかご検討いただければと思います。

【日本放送協会（荒木専務理事）】

ご指摘いただきました放送界全体で放送の在り方、放送、テレビの現状をきっちり把握して対応すべきではないかというご指摘、私も全くそのとおりでと思います。今度の改正放送法でも我々は努力義務として民間放送との協力・協調が位置付けられております。ですから我々インターネット同時配信、それから見逃し番組配信を始めてさまざまな知見も得られますし、それからやっていてそのニーズ、それから効果、そういったものもきちんと検証して共有をすることによってそうした機運をさらに強めていきたいと思っています。どういう形の協力がNHKと民放の皆さんとの間でできるのかということについても、ぜひ具体的にいろいろな協議の場を通じて考えていきたいと思っています。

放送を巡る業界の全体は非常に厳しい状況にあることも我々認識しておりまして、我々がこれから先どういうふうな在り方を決めていくのかということも非常に重要だという観点からまた考えていきたいと思っています。

【伊東構成員】

今お話がございました放送事業者以外のものがコンペティターになってきているということですが、一言で言ってこれはインターネットが広帯域化されたからだと認識しています。ただ放送とインターネットで提供される動画配信サービスとは似て非なるものだと私は思っておりまして、放送には輻輳という概念やベストエフォートという概念は基本的にはありません。輻輳などの現象が現状の動画配信サービスであまり起こっていないくて、きちっとしたサービスが提供されているのは、その加入者が言われているほどは増えていないからで、米国のようにOTTの加入者が多数になればまた状況は変わってくるのかもしれないですけど、我が国の現状はそういうところではないかと思っています。

資料25-1の4ページ、当初のNHKの案ですが、ここに書いてある金額を全部加算すると265億円という数字になります。現在我が国で動画配信サービスを提供されている主要な事業者の中で年間の収益がこの額を上回るところはおそらく3つか4つぐらいかと思われまして、つまりこの額というのは、日本における動画配信サービス大手の年間収入に匹敵するぐらいの金額で、提供されるのは地上波の2チャンネルだけということを考えてみると、かなり大きな額ではないかと。

それともう一つ、本日NHKが提出された資料25-2-2の5ページでございますが、4K・8Kの設備・整備に重点的に取り組んでいるという件で、その費用が2018年度は202億円、2019年度は167億円と記載されています。これは同時配信等のインターネット関連サービスの費用がそれを上回る可能性があったわけで、それで良いのかなーと思われました。BS放送はNHKの必須業務、つまり主たるサービスでありまして、一方、同時配信というのは放送の補完ですので、その費用が高額になるのはいかがなものかと。

【日本放送協会（田中経営企画局長）】

資料の25-1の4ページの常時同時配信については、青い右側のところでございますけれども、もともと出していた案では全体の2.5%の中に常時同時配信が入るということでございますが、これは175億かかるということではございません。これについては令和2年度ですと常時同時配信等に関わる業務にかかる経費は68億円と見積もっておりましたけれども、ここから更に削減ができるかということと考えながら、2.5%の中で実施すべく費用の見直しをしていくということでございますので、ご理解を頂戴できるとありがたいと思います。

【多賀谷座長】

活発なご議論、ご協議いただきましてありがとうございました。

なお、追加のご意見がありましたら事務局までご連絡ください。事務局においては本日の構成員からのご意見を踏まえ、必要に応じて資料を修正・追加いただければと思います。

(以上)